



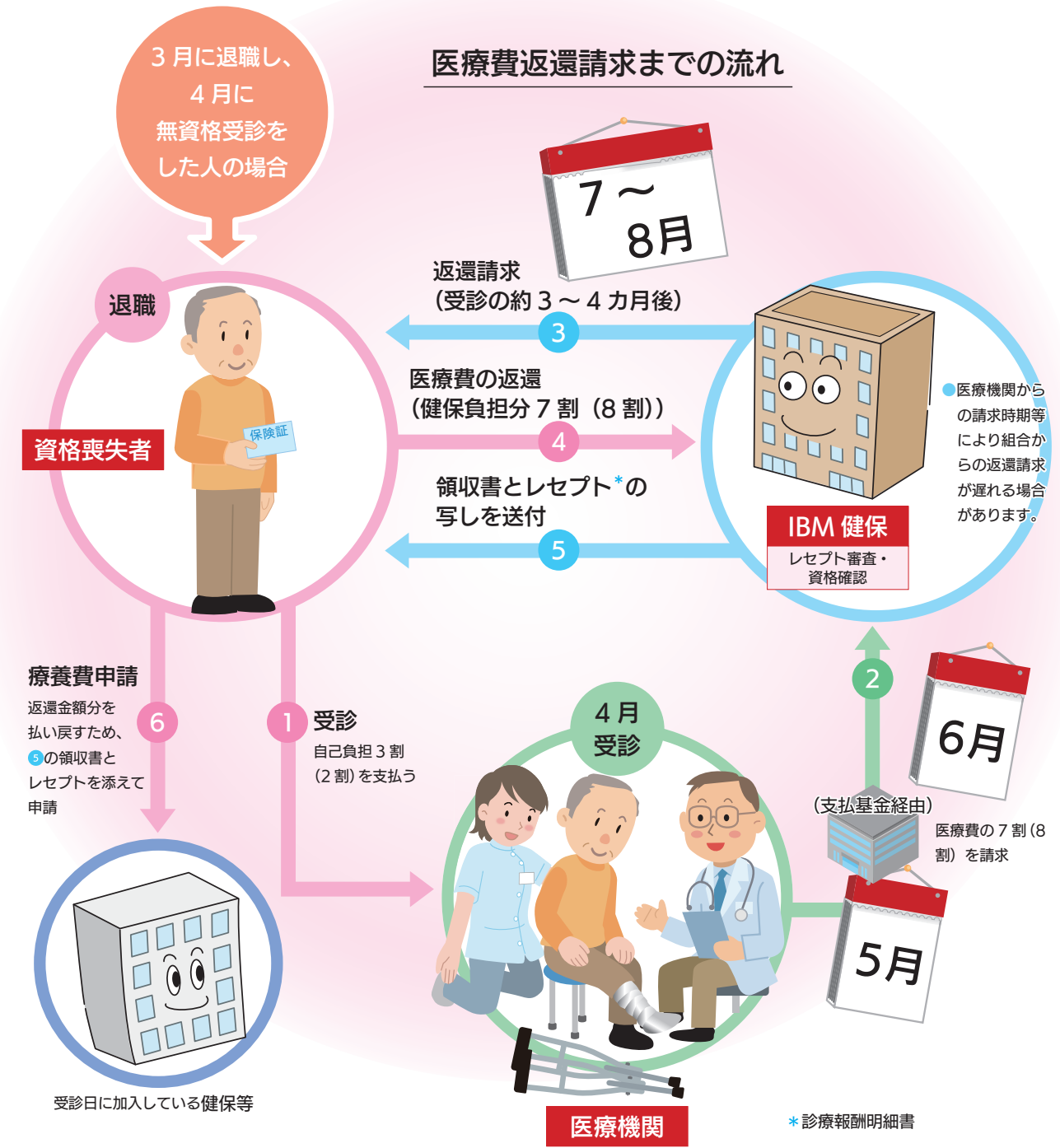
# 資格喪失後の無資格受診にご 退職したとき、被扶養者でなくなっ

退職などにより当組合の被保険者または被扶養者でなくなったときは、退職日の翌日（資

# 注意ください たときは必ず保険証を返却してください

格喪失日）から、当組合の保険証は使えません。

もし誤って保険証を使ってしまったら  
当組合が負担した医療費を返還していただきます



## こんなときは保険証の返却をお願いします

**会社を退職したとき**

保険証が使用できるのは退職日までで、翌日からは使用できません。ご自分と被扶養者の保険証を、5日以内に退職した会社に返却してください。

**ご家族（被扶養者）が扶養からはずれたとき**

扶養する家族が就職したり、収入増で扶養要件を満たさなくなった場合は、被扶養者（異動）届とともに、対象者の保険証を会社に提出してください。

**任意継続被保険者でなくなったとき**

任意継続の期間は2年ですが、途中で別の健保組合に加入したり、75歳になって後期高齢者医療制度に加入する場合など、任意継続被保険者でなくなったときは、保険証を返却してください。

**75歳になったとき**

75歳の誕生日当日に後期高齢者医療制度の被保険者になります。被扶養者も資格を失うこととなりますので、併せて保険証を返却してください。

**資格喪失後誤って保険証を使用してしまったとき**

速やかに医療機関に連絡し新しい保険証を提示してください。同月内であれば医療機関が医療費の請求先を新しく加入した健保組合等に変更できる場合があります。この場合左頁のような手続きは不要になります。

**資格喪失後、新しい保険証が手元に届く前に医療機関にかからなくてはなくなった場合**

一旦全額を負担してください。新しい保険証を入手後同月内に医療機関に提示すれば7割(8割)返金される場合があります。間に合わなかった場合は、新しく加入した健保組合等に療養費支給申請書を提出し、7割(8割)分の請求を行ってください。